



資料 2 - 1

保指第 1 4 2 8 号

千葉県国民健康保険運営協議会 様

千葉県国民健康保険運営方針（案）について（諮問）

このことについて、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 条第 1 項の規定により諮問します。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

千葉県知事 鈴木 栄 治

